

18 地下鉄の補助制度の拡充等について

(国土交通省・総務省)

京都市では、市民生活と経済活動を支える都市基盤として、地下高速鉄道を整備し、市バス、民間バス、JR、私鉄等との新たなネットワーク化により、利便性を向上し、公共交通優先のまちづくりを進めています。

しかしながら、地下高速鉄道は整備に巨額の建設費を要し、支払利息や減価償却費といった資本費の負担が大きく、これまで間断なく経営健全化に取り組んでおりますが、依然として厳しい財政状況であります。

平成16年度から「地下鉄事業経営健全化対策」を活用し、地下鉄事業の不良債務の抑制を図っておりますが、一般会計からの出資金の財源となる一般会計出資債の後年度負担に対する財政措置を講じられますよう要望します。

また、地下鉄施設のバリアフリー対策等の新たな施設整備への対応や経営基盤の強化を図るため、「公営地下鉄事業の経営健全化に関する研究会報告書」などを踏まえ、地下鉄事業に対する補助制度や企業債制度について財政措置の拡充が図られるよう要望します。

特に、新たな基準で整備が義務付けられている、火災対策等について補助対象とし、補助制度の拡充を図られるよう強く要望します。

要望事項

- 1 地下鉄事業経営健全化対策における一般会計出資債に対する財政措置
- 2 防火戸等の整備、車両脱線対策等を補助対象とする制度の拡充
- 3 公的資金補償金免除繰上償還の認定要件の緩和
- 4 資本費負担緩和債及び資本費平準化債の利払いに対する財政措置

主な要望先：国土交通省（鉄道局財務課）

総務省（自治財政局公営企業課、公営企業経営企画室、地方債課）

京都市の担当課：交通局 企画総務部 財務課長 山本登志一 TEL 075-863-5080

<参考>

1 一般会計出資債

平成 16 年 4 月に地下鉄事業経営健全化対策実施団体の指定を受け、平成 16～25 年度までの 10 年間に、一般会計から総額約 640 億円の出資を受ける予定。出資金の財源として一般会計出資債を発行。

2 防火戸等の整備，車両脱線対策等

平成 16 年 12 月に、地下鉄火災対策として「鉄道に関する技術上の基準を定める省令の解釈基準」が一部改正され、防火戸等の設置や建造物の不燃化等が義務化。

また、平成 18 年 7 月には、鉄道の車両脱線対策として、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」等が一部改正され、速度制限装置、運転状況記録装置等の設置が義務化。

3 公的資金補償金免除繰上償還の認定要件の緩和

平成 7 年度から、交通事業の経営基盤の整備及び事業の安定化のため、過去に高金利で借り入れた公営企業金融公庫資金について、公営企業借換債を発行し、金利負担の軽減を図ってきた。

平成 19 年度からは、これまでの借換制度に加え、公的資金（旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、公営企業金融公庫資金）により借り入れた企業債についての補償金なしの繰上償還制度が創設された。

この制度は、金利 5%以上の企業債を対象として、繰上償還または民間資金への借換えが認められるものである。

4 資本費負担緩和債及び資本費平準化債

・ 資本費負担緩和債

多額の資本費負担を緩和する措置が必要なものについて、建設改良費のための企業債に係る支払い利息相当額について発行する地方債。発行により資本費負担の平準化が図られるが、新たな利息負担が生じる。

・ 資本費平準化債

企業債の元金の返済期間（最長 30 年）と地下鉄施設の耐用年数（概ね 45 年程度）との差を平準化するため、元金返済時に発行する地方債。発行により年度間の負担の平準化が図られるが、新たな利息負担が生じる。